

飯山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 策定の目的

飯山市耐震改修促進計画に定める目標の達成に向け、住宅の耐震化を推進することを目的に、飯山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）を策定します。住宅耐震化に係る費用支援を継続するとともに、更なる取組みを実施し、本市における住宅の耐震化率向上を目指します。

2 位置付け

アクションプログラムは、飯山市耐震改修促進計画（第2「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」）に基づき作成する。

3 対象地域

アクションプログラムの対象範囲は、飯山市内全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年（1981年）6月1日施行）より前に新築工事に着手した木造戸建住宅とする。

5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は令和8年度（2026年）から令和12年（2030年）度までとする。

6 取組内容

（1）住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・アクションプログラムの対象建築物となる住宅所有者等に対してダイレクトメール等を送付し、住宅耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

（2）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・市の耐震診断事業において、耐震診断を実施した住宅所有者に対し耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。
- ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。

（3）改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易

になる取組

- ・県や関係団体等が実施する改修事業者向け講習会への参加を積極的に促し、改修事業者の技術力向上に努める。
 - ・住宅所有者から耐震改修事業者への接触を容易にするため、耐震改修事業者リストを公表する。
- (4) 広く一般に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発に関する取組
- ・市広報紙や市ホームページ等により周知する。
 - ・イベント等の開催時に、住宅耐震化に関するブース展示を年1回以上行う。
 - ・耐震化支援補助制度の内容が記載されたチラシ等を配布する。
 - ・新築住宅(建替含む)の建設促進補助制度を周知し、新築・建替えによる耐震化を啓発する。

7 実施目標

【令和8年度の目標】

(1) 既存住宅の耐震化促進

- ・木造住宅耐震診断 15件
- ・木造住宅耐震改修工事 8件

(2) 新築住宅の建設促進(建替含む)

- ・三世代等同居住宅建築支援事業補助金交付 10件

8 近年の実績 (単位: 戸)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
耐震診断	5	2	2	1	7	27	6	33	15
耐震改修	1	1	-	1	-	2	2	10	10

※年度ごとに実施・達成状況を飯山市ホームページで公表し、課題と改善策を検討します。